

企業会計ナビ ダイジェスト

資本的支出と修繕費

企業会計ナビチーム 公認会計士 蛇谷光生

▶ Mitsuo Jatani

監査部門に所属し、半導体関連のベンチャー企業に株式上場支援のため出向している傍ら、書籍執筆、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆に従事している。

企業会計ナビチームでは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビチームの発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介しています。

今回は「解説シリーズ『有形固定資産』第6回：資本的支出と修繕費」を紹介します。

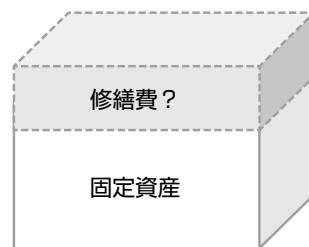
I 資本的支出と修繕費の区分

【ポイント】

- ▶ 資本的支出は有形固定資産の取得原価に算入されるのに対して、修繕費（収益的支出）は期間費用に計上されます。資本的支出と修繕費の区分については実務上判断が難しいケースも多く、その場合は法人税法上の取扱いが参考になります。

Point

修理費用や改良費用を固定資産として計上すべきか？



II 資本的支出及び修繕費

資本的支出とは、固定資産の修理、改良などのために出した金額のうち、その固定資産の使用可能期間を延長または価値を増加させる部分をいい、取得原価に含まれます。一方で修繕費（収益的支出）とは、有形固定資産の通常の維持管理または原状回復のための支出をいい、期間費用として処理されます。

資本的支出か修繕費かを判断するケースとして、例えば事務所の壁の塗装をするとします。単に汚れを目立たなくして色を変えるだけなら維持管理または原状回復といえますが、塗装材に断熱性能や耐水性能が含まれている場合はどうでしょうか。その場合、建物の使用可能期間を延長または価値を増加させる支出といえる可能性も出てくると考えられます。

この点、会計上は資本的支出とするか修繕費とするかで利益に大きな影響を与える可能性がある一方で、資本的支出と修繕費の区分が明示されておらず、実務上どちらにするか判断が難しいケースが多々あります。他方で税務においても納税者と税務当局との意見が対立することもあり、議論になりやすい論点ともいえます。税務上は、法人税基本通達において例示されており、会計処理を行う上で参考となることが多いと考えられます。従って、実務を行う上では税務上の取扱いを検討することも必要になります。

III 税務上の取扱い

それでは、資本的支出と修繕費の関係について、税

務上はどのような例示があるのかを見ていきます。

1. 資本的支出と修繕費の例示

(法人税法基本通達7-8-1、7-8-2参照)

法人税法基本通達では、資本的支出と修繕費が
<表1>のとおり例示されています。

▶表1 資本的支出と修繕費の例示

資本的支出の例示	修繕費の例示
<p>【固定資産の修理・改良等のうち、価値または耐久性の増加と認められる支出の例示】</p> <p>① 建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分に係る費用の額</p> <p>② 用途変更のための模様替えなど、改造や改装に直接要した費用の額</p> <p>③ 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えに要した費用の額のうち、通常の取替えの場合に要すると認められる費用の額を超える部分の金額</p> <p>ON 資本的支出 固定資産 費用計上</p> <p>修繕費 固定資産</p>	<p>【固定資産の修理・改良等のうち、通常の維持管理または原状回復と認められる支出の例示】</p> <p>① 建物の移えいまたは解体移築の費用の額</p> <p>② 機械装置の移設に要した費用の額</p> <p>③ 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額</p> <p>④ 地盤沈下による海水等の浸水害を防ぐ床上げ、地上げまたは移設に要した費用の額</p> <p>⑤ 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額</p>

2. 少額または周期の短い費用

(法人税法基本通達7-8-3参照)

下記に該当する場合には、前記1.にかかわらず、修繕費として処理することができます。

修繕費として損金算入が認められるケース	
①	1件当たりの修理、改良等のために要した費用の発生金額が20万円に満たない場合
②	その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

3. 形式基準による判定

(法人税法基本通達7-8-4参照)

前記1.によっても資本的支出か修繕費か判断でき

ない場合に、次のいずれかにより修繕費であるかどうかの判断を行うことが認められています。

修繕費として損金算入が認められるケース	
①	1件当たりの修理等に要した金額が60万円に満たない場合
②	1件当たりの修理等のために要した金額が、修理等の対象となつた固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

資本的支出か修繕費かを判断する事例の一つに、節電対策としてオフィスの蛍光灯をLEDランプに一斉に切り替える工事があります。この場合は節電効果や使用可能期間などが向上している事実から資本的支出とも考えられますが、蛍光灯やLEDランプは建物附属設備の部品にすぎず、建物附属設備全体の価値を高めるとまではいえないという見解から、修繕費として処理することが妥当とされています(国税庁・質疑応答事例)。

以上のように、資本的支出か修繕費かの判断は困難を伴うことが多く、前提が変わることにより結論も変わり得ることから、税法上の取扱いを参考にしつつ、案件ごとに慎重に検討する必要があります。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、同シリーズで次の項目の解説を行っています。

【有形固定資産】

- 第1回：有形固定資産の概要
- 第2回：取得原価の決定
- 第3回：減価償却の概要
- 第4回：減価償却方法
- 第5回：定額法及び定率法（数値例）
- 第6回：資本的支出と修繕費
- 第7回：有形固定資産の除却・売却
- 第8回：土地再評価差額金
- 第9回：圧縮記帳等
- 第10回：不動産の流動化
- 第11回：業種別の固定資産会計
- 第12回：有形固定資産の開示

続きを読むになりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting